

経済財政改革の基本方針 2009

～安心・活力・責任～

平成 21 年 6 月 23 日

経済財政改革の基本方針 2009

(目 次)

<u>第1章 危機克服の道筋</u>	1
1. はじめに	1
2. 経済の現状と課題	1
3. 社会の現状と課題	2
4. 「安心と活力」の両立を目指して	3
(1) 「経済の危機」と「社会の危機」への一体的対応	3
(2) 財政健全化と安心社会実現	3
(3) 当面の「最優先課題」(府省に広くまたがる横断的課題)	3
<u>第2章 成長力の強化</u>	5
1. 成長戦略の推進	5
(1) 低炭素革命	5
(2) 健康長寿	6
(3) 魅力発揮	6
2. アジア・世界の持続的成長への貢献	7
3. 農政改革	9
4. 地域発の成長	10
5. 中小企業の活性化と研究開発の強化	11
6. 規制・制度改革	12
<u>第3章 安心社会の実現</u>	13
1. 生活安心保障の再構築	13
(1) 安心社会とは	13
(2) 安心社会実現の道筋	13
(3) 安心社会に向けての行政基盤の強化	15
2. 安全・生活の確保等	15
3. 防衛・防災・治安等	16
4. 教育の再生	17
<u>第4章 今後の財政運営の在り方</u>	18
1. 平成22年度予算の基本的考え方	18
(1) 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方	18
(2) 平成22年度予算の方向	18
(3) 新たな行政改革の取組	19
2. 財政健全化目標	20
(別紙1) 「中期プログラム」の別添工程表で示された諸課題のうち 2011年度までに実施する重要事項	21
(別紙2) 「中期プログラム」の別添工程表で示された諸課題への 対応策の具体化	23

第1章 危機克服の道筋

1. はじめに

我が国の経済と社会は、これまで培ってきた「豊かさ」と「希望」と「信頼」とを次代に引き継げるか否かの歴史的な正念場にある。

外にあっては、世界同時不況と資源環境制約の高まり、内にあっては、少子高齢化、格差の拡大傾向、財政悪化など、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている。国民の暮らしと生活を守ることを最優先すべく、経済と社会を一体的にとらえた変革に取り組まなければならない。将来世代への「責任」を堅持しつつ、国民相互の信頼や助け合い、連携によって「安心社会」を実現し、各世代や各企業それぞれの「努力と挑戦」を最大限に引き出す。一方で、低炭素革命や健康長寿社会の創造、アジアへの共生型貢献等を通じて有効需要の基盤を内外で広げ、国民や企業の「活力」を高める。

「安心・活力・責任」を同時達成するための経済と社会の変革である。

「安心・活力・責任」という3つの目標は対応次第では相反するおそれがある。将来への道筋をあいまいにしたままの局所的な対処療法では、経済と社会双方からなる「複合危機」は克服できない。「経済の危機」と「社会の危機」を一体的にとらえ、3つの目標への相乗効果を最大に発揮する施策の実行へと政府全体の資源配分を傾斜していかなければならない。

本「基本方針2009」はこうした観点から取りまとめたものである。

2. 経済の現状と課題

一部に底打ちの兆しが見られるものの、我が国の経済は、依然として「当面の危機」と「構造的な危機」に直面している。

第一の課題は、我が国経済の当面の「底割れ」の防止と、確実な底入れ・反転の実現である。世界の金融危機や耐久消費財需要の急激な収縮などの要因による失業の急増や資金繰り倒産などを最小限にとどめるべく、また、主要先進国と比べて一時的に突出したマイナス成長幅に陥った我が国経済を国際協調の観点も踏まえて下支えすべく、政府及び日本銀行は、可能な限りの最大限の措置を講じてきた。

輸出や生産等一部に明るさが見えてきたとはいえ、今後とも、国内における雇用情勢の一層の悪化やデフレが懸念されるところであり、また、過剰信用の巻き戻しなど世界の金融・経済の不確実性は高い。政府は、「経済危機対策」¹等に基づき、金融対策、雇用対策などを中心に「当面の危機」を克服する。また、日本銀行に対しては、我が国経済が、物価安定の下での持続的成長経路に復帰するため、引き続き政府との緊密な連携の下で、適切かつ機動的な金融政策運営を期待する。

第二の課題は、金融危機後の世界経済を見通し、産業構造・雇用構造を大きく転換

¹ 「経済危機対策」（平成21年4月10日）

することによって過度に外需に依存した経済成長から新たな持続的成長へと移行することである。

まず、低炭素、健康長寿、ソフトパワーなどの分野で世界最先端の「未来市場」を創出し、市場とイノベーションの好循環を生み出すことにより、国際的な競争優位の獲得と質の高い雇用の創造を図る。このためには、規制改革、モデル市場づくり、内外の資本・人材・技術の集積が必要である。同時に、アジアを始め世界が直面する資源・環境・広域インフラ整備等の課題解決に、我が国の優れた産業力・技術力をいかして積極的に貢献しながら、世界の再成長の果実を国内に取り込む。

内需と外需の「双発エンジン」によりけん引されるこうした新たな持続的成長プロセスを一刻も早く始動すべく、以上の二つの課題への対応を不可分一体なものとして、2010年度においても引き続き大胆に取り組む。

3. 社会の現状と課題

少子高齢化の進行、企業・家族・地域の機能・役割の変容やつながりの希薄化、格差の拡大傾向、若年失業の増大等を背景に、多くの国民が将来の生活に強い不安を抱いている。我が国社会は「静かなる危機」に直面している状況にある。

「希望と信頼」を次代に引き継ぐためには、国民の間の不安感の高まりに正面から向き合い、すべての国民が参加する活力があり公正な「安心社会」の実現を全力で進めていく必要がある。

第一の課題は、制度や行政への信頼を回復し、強化することである。このためには、安定財源の裏打ちの下で、年金・医療・介護など社会保障制度の「ほころび」を早急に修復するとともに、信頼構築のための制度・行政基盤を早急に整えていく必要がある。また、新型インフルエンザ対策や消費者行政などの分野にも万全な対応が必要である。

第二の課題は、「雇用を軸とした安心社会」を実現していくことである。将来の人口構造や産業構造を踏まえ、次代の日本を担う若者世代・子育て世代の支援・育成の強化を始め、意欲あるすべての世代の人々の「働く安心」を基軸としながら、「子育て」、「学びと教育」、「医療とコミュニティ」、「老後と介護」といった各分野での安心強化のための施策を有機的、効果的に連携・強化していかなければならない。

その際、「官から民へ」、「大きな政府から小さな政府へ」といった議論を超えて、「安心社会」の実現に向けて無駄なく「機能する政府」への変革や、企業・NPO・地域などの参加と役割・責任分担による新たな「公」の創造を国全体の課題として位置づけ直すことが必要である。

4. 「安心と活力」の両立を目指して

(1) 「経済の危機」と「社会の危機」への一体的対応

「経済の危機」と「社会の危機」への対応は、相互に補完し合い、強め合うことができる。老後や介護への安心を確保することにより、巨額の金融資産をいかした内需主導成長が動き始める。若者世代の能力発揮や少子化対策の強化により、将来の成長力が底上げされる。経済の過度のマイナス成長を防ぎ、「未来市場」にかかわる産業の拡大を通じて、質の高い雇用を創出することは、日本型安心社会の基軸となる「雇用の安心」をもたらす。

経済と社会、どちらの危機への対応を優先するかという視点を超えて、双方の危機に同時、かつ一体的に取り組む。安心と活力を高める上で不可欠な支出については、政策にかかる費用とそのための安定的な財源を具体的に明示し、検討を早急に進める。残された時間は短い。2010年代前半から半ばにかけて、団塊世代が高齢世代入りし、就職氷河期の若年世代は社会の中核を担うべき年齢に到達し始めることになる。

(2) 財政健全化と安心社会実現

金融危機後の世界各国の財政状況の悪化から、国際的な長期金利の上昇傾向が見られる中、我が国財政の持続可能性を確保し財政硬直化についてのリスクを最小化しつつ、安心社会を実現するためには、我が国財政について健全化への中長期的な取組姿勢を市場からの信頼に足る形で明確に示すことが不可欠である。また、そのための財源は、具体性・持続性・安定性を兼ね備える必要がある。以下を基本方針として、財政健全化と安心社会実現に向けて取り組む。

- ① 行政の無駄を不断に削減することは当然であり、徹底した行政改革と歳出改革は継続する。ただし、経済危機的状況に照らし、果断な対応は適時適切に図る。
- ② 「中期プログラム」²と「平成21年度税制改正法」附則³の税制の抜本改革の規定に則って、社会保障の機能強化と安定財源確保を着実に具体化する。
- ③ 安心社会を実現するための雇用を軸とした新規施策（雇用・生活セーフティネット、職業訓練、教育等の分野における新規施策）については、「安定財源なくして制度改正なし」との原則に立って、税制抜本改革や歳出歳入改革の中で、所要の財源を確保する。

(3) 当面の「最優先課題」（府省に広くまたがる横断的課題）

以下を当面の「最優先課題」とし、関係府省は、予算・人材両面において最大限の重点対応を行う。さらに、内閣主導で、府省横断的なプロジェクト・チームを設置する等により迅速かつ総合的な取組を図る。

² 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』（平成20年12月24日閣議決定、平成21年6月23日一部改正）

³ 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成21年法律第13号附則第104条）

① 経済危機克服

- i) 経済と社会の安定の基軸である雇用については、雇用維持のための緊急取組に加え、「次世代の日本を担う若年層」に対して職業能力向上と再挑戦の機会拡大のための支援を強化する。その際、企業・自治体と連携しながら「縦割り」を超えた政府横断的取組を図る。
- ii) 同時に、新たな持続的成長プロセスを一刻も早く始動するため、
 - ・ 低炭素・環境共生型社会に向けて民間投資を引き出すための取組（制度改革・先進モデル市場づくり・リスクマネーの供給・内外人材の集積等）を多年度にわたり強化する。
 - ・ 地域経済の回復のため、各地域の取組を全力で支援する。国は、発想を転換し、予算のみならず、人材・人脈・情報・アイデア・制度改革等執行面において各地域の主導を最大限に支援する。
 - ・ 金融危機後の世界経済の再成長を確固たるものとするため、国際協力に関する各省の取組（金融通貨協力、インフラ整備・環境・技術等、貿易投資、人材交流等）を連携させ、戦略的な国際貢献を加速する。特にアジアとの間については、「共生型貢献」を進め、内需の基盤と成長の源泉をアジアへと拡大する。

② 安心社会実現

- i) 社会保障の「ほころび」の修復なしに政府への信頼回復はない。税制抜本改革を通じた安定財源の裏打ちを制度的に確保しつつ、社会保障の機能強化について、効率化を図りつつも、緊急措置として前倒しで「先行実施」を図る。また、少子化対策や子育て世代への支援を総合的に強化する。
- ii) 安心社会実現のための具体的な道筋について合意を図るため政府与党一体で検討を行うとともに、安心社会の基盤となる情報インフラ、行政体制、人材の傾斜配置などへの取組を政府横断的に進める。

第2章 成長力の強化

未来への投資を戦略的に進め、国民の夢を一つ一つ実現しつつ、我が国の成長力を強化する。これにより、環境や人口減少等の制約を克服し、日本の底力を発揮させ、中長期的な経済成長を実現し、安心社会の実現とあわせ、国民が回復を実感できる経済社会を目指す。

1. 成長戦略の推進

重点的・集中的な投資、戦略的なプロジェクトの実行、大胆な制度改革を実施し、短期的な需要創出と中長期的な成長力強化の「二重の配当」を得るため、「新経済成長戦略改訂版」⁴を基礎とした「未来開拓戦略」⁵等を実行する。多年度を視野に入れた対応を進めることとし、平成21年度における取組の検証を本年度末までに行い、それを踏まえて平成22年度以降の戦略を点検し推進する。

(1) 低炭素革命

○ 太陽光発電・省エネ世界一プラン（2020年頃に再生可能エネルギーの対最終エネルギー消費比率を世界最高水準の20%程度へ、太陽光発電を20倍程度へ）、エコカー世界最速普及（2020年に新車販売の5割へ）、低炭素交通・都市革命、資源大国実現プランを推進する。

<主な施策>

- ・ 太陽光発電の導入抜本加速、風力・小水力等再生可能エネルギーの利用推進、建築物のゼロエミッション化の加速的展開、温室効果ガス排出の少ない省エネ機器等の加速的普及、国内クレジット制度の活用、環境・エネルギー革新技術等の開発・実証の集中実施、環境ビジネスへの投資促進、CO₂排出量の「見える化」等、カーボン・オフセット⁶の普及。
- ・ 次世代自動車などエコカーの需要拡大、国際競争力の強化。
- ・ 低炭素交通機関の世界最速開発・最速普及（超電導リニア、フリーゲージトレイン等）、低炭素交通インフラ整備等の集中対策（国土ミッシングリンク、スーパー中枢港湾・産業港湾インフラ、モーダルシフト⁷対策、整備新幹線等）、我が国高速鉄道システム等の海外展開、公共交通機関の利用促進、コンパクトで人と環境に優しい都市・地域づくり。
- ・ レアメタル等を含む製品のリサイクルシステムの構築、廃プラスチックの総資

⁴ 「新経済成長戦略のフォローアップと改訂」（平成20年9月19日閣議決定）

⁵ 「未来開拓戦略」（平成21年4月17日）

⁶ 自らの温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部又は一部を、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせる活動。

⁷ 貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関（モード）の転換（シフト）を図ること。

源化、先進国型シブプリサイクルの推進による鉄資源の確保と低炭素化への貢献、アジアにおける資源循環システムの構築、森林吸収源対策など森林の整備・保全と木材・木質バイオマス利用の推進、世界水ビジネス市場に参入、安全を前提とした原子力発電及び核燃料サイクルの推進・原子力産業の国際展開の推進、原子力教育の推進、上流権益確保への支援強化、海洋資源の探査・開発促進、クリーンアジア・イニシアティブ等の推進。

- ・環境保全の取組によって経済を再生させる「緑の経済と社会の変革」に向け、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会への移行等を推進。

(2) 健康長寿

○介護機能強化プラン（介護雇用を3年間で30万人創出）、地域医療強化・健康産業創出プラン、医療・介護福祉新技術イノベーションプラン（未承認薬等の開発支援・承認審査迅速化、新型インフルエンザワクチンの開発・生産期間短縮等）を推進する。

<主な施策>

- ・介護人材の処遇改善に向けた取組、介護職員等の資格取得等のキャリア形成支援、介護基盤の緊急整備等、バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。
- ・地域医療の再生、大学病院の機能強化、医療拠点病院の強化等、医療機関に対する優遇融資拡充、地域総合健康サービス産業創出プロジェクト。
- ・がん等の戦略的分野における医薬品・医療機器・再生医療の開発・橋渡し・実用化加速国家プロジェクトの中長期的戦略に基づく推進、医薬品・医療機器の承認までの期間の短縮、安全対策の体制強化、世界トップレベルの新型インフルエンザ対策、生活支援ロボット等実用化の推進、医療IT化推進。

(3) 魅力発揮

○農林漁業潜在力発揮プラン（植物工場を3年以内に3倍増）、ソフトパワー発揮プラン（2020年にコンテンツ輸出比率を米国並みへ）、世界に誇る観光大国実現（2020年までに訪日外国人旅行者数2000万人へ）、人財力強化・技術力発揮プラン、IT底力発揮戦略を推進する。

<主な施策>

- ・緑と水の環境技術革命、耕作放棄地解消、農山漁村IT活用総合化、食品産業グリーンプロジェクト、先進的モデルの実施、ものづくり技術をいかした農林漁業の付加価値拡大。
- ・林業・木材産業の再生に向け、持続的林業経営の確立、「緑の雇用」の推進、間伐材の総合利用に向けた路網整備・機械化、生産・加工・流通体制の整備、国産材の需要拡大等を推進。力強い水産業の確立に向け、漁業収益力の向上等による燃油価格の変動等にも対応し得る持続的経営の確立、産地販売力の強化、

漁業の就業者対策、地産地消等消費拡大、漁場の整備等を推進。

- ・ ソフトパワーの海外展開支援、次世代著作権取引支援システムの整備、地域ソフトパワー発信・活用の強化。
- ・ 国際競争力の高い魅力ある世界有数の観光地の形成、世界からのアクセス抜本改善（訪日査証の見直し、羽田・成田空港の機能強化、関西空港・中部空港のフル活用、空港入国審査待ち時間の短縮等）、日本ブランド発信強化による需要拡大、訪日外国人旅行者への外国語対応の強化。
- ・ 小中高校における理数教育、社会・職業への円滑な移行のためのキャリア教育・職業教育の強化、世界トップレベルの研究環境実現、大学等における教育研究の水準向上、創造性に富んだ若手研究者の育成、超小型衛星システムの開発や中小企業・ベンチャー等の活用による宇宙開発利用分野での新市場創造等、地域の産業構造の変革、雇用の安定に向けたセーフティネットの強化、人材育成の推進等。
- ・ グリーンITで世界をけん引、ITを活用したリーディング産業の競争力強化と地域・中小企業の活性化、ITを活用した地域の活性化等、ITによるアジア知識経済圏の構築等、電子行政の加速、IT社会基盤の整備、高度IT人材等の育成強化、先進的デジタルネットワークの構築。
- ・ デジタル放送の送受信対策、デジタル受信機器の普及促進、公共施設のデジタル化等、地上テレビジョン放送のデジタル化の推進を始めとするICT基盤の整備等の推進。
- ・ IT戦略本部において決定する「デジタル新時代への戦略」（仮称）を早期に策定し、着実に施策を実施。
- ・ 国民電子私書箱（仮称）は、平成25年度までの整備を目指し、既存のシステムの利用を視野に社会保障番号・カード（仮称）と一体的に検討し、本年度中に基本構想を策定。
- ・ 「第2次情報セキュリティ基本計画」⁸に基づき、「セキュア・ジャパン2009」の施策を着実に実施し、情報セキュリティ対策を推進。

2. アジア・世界の持続的成長への貢献

① アジア経済倍増へ向けた成長構想等

- ・ アジアの経済規模が2020年に現在より倍増することを目指すとともに、世界の成長センターであるアジアの強みを最大限いかし、我が国がアジアとともに発展する道筋をつける。そのため、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）等が、「アジア総合開発計画」を策定するなど、アジア諸国と協力しながら、我が国の国際公約に則り、アジアの広域開発を推進するとともに、アジアの内需拡大に向けた制度整備等を進める。

⁸ 「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日）

- ・アジア諸国との物流面の連携強化等を図るため、新たな総合物流施策大綱を平成 21 年中に策定し、物流施策を推進する。
- ・アジアの金融市場安定のため、チェンマイ・イニシアティブのマルチ化の早期実現など、アジア域内の金融協力強化に、ASEAN+3 諸国と緊密に連携し積極的に取り組む。
- ・アジア諸国を中心に「法制度整備支援に関する基本方針」⁹を踏まえ、法制度整備支援を推進する。

② ポスト京都議定書の枠組みづくりへの貢献等

- ・「京都議定書目標達成計画」¹⁰及び「低炭素社会づくり行動計画」¹¹に基づく取組を推進する。
- ・先進国は 2015 年、途上国は 2025 年に排出量をピークアウトするとともに、2050 年までに世界全体での半減につなげるため、我が国として 2020 年に 2005 年比 15%削減するとの中期目標¹²及び 2050 年に 60～80%削減するとの長期目標を掲げ、本年 12 月の気候変動枠組条約第 15 回締約国会議での、米中印等の主要排出国を始めとする「全員参加」型の公平で実効性ある次期枠組みの合意を目指し、イニシアティブを発揮する。このため、次期枠組みに責任を共有して参加する途上国への技術移転、革新技术や原子力の開発・適切な普及等にも力を入れ、今後の国際交渉に全力で取り組むとともに、低炭素革命実現に向け各界各層で一致協力した行動を進める。
- ・アジア・世界の生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するため、2010 年 10 月に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第 10 回締約国会議に向け、議長国としてリーダーシップを発揮する。

③ 高度人材受入促進と対日投資の拡大

- ・外国高度人材受入れの推進組織など体制の整備を図るとともに、「外国高度人材受入政策の本格的展開を」¹³に即し、本年秋までにアクション・プログラムを策定し、必要な政策を実施する。
- ・「対日直接投資加速プログラム」¹⁴に則って、対日投資の拡大を進めるとともに、内外無差別原則の例外である外資規制の在り方について包括的検討を引き続き進める。
- ・海外投資家の我が国金融・資本市場への投資の促進を検討する。

④ 経済連携、新興国・資源国との関係強化等

- ・多角的自由貿易体制の維持・強化に向け、保護主義の抑止と WTO ドーハ・ラウンドの早期妥結に取り組む。民間知見を活用し、途上国の一村一品運動を支

⁹ 「法制度整備支援に関する基本方針」(平成 21 年 4 月 22 日)

¹⁰ 「京都議定書目標達成計画」(平成 20 年 3 月 28 日閣議決定)

¹¹ 「低炭素社会づくり行動計画」(平成 20 年 7 月 29 日閣議決定)

¹² 省エネなどの国内での努力を積み上げて算定したもの(いわば「真水」の目標)。

¹³ 「外国高度人材受入政策の本格的展開を」(平成 21 年 5 月 29 日)

¹⁴ 「対日直接投資加速プログラム」(平成 20 年 12 月 11 日改定)

援する。

- ・経済連携協定については、「2010年に向けたEPA工程表」¹⁵に基づき、引き続き積極的に推進するとともに、投資協定等の締結を推進する。
- ・2010年に我が国が議長を務めるアジア太平洋経済協力（APEC）において、地域の統合と発展に向けた新たなビジョンを示し、その実現に向けリーダーシップを発揮する。
- ・中東・ロシア・中南米・アフリカ等の新興国・資源国と産業協力による重層的関係を強化する等、エネルギー安全保障の強化や新興市場の拡大に取り組む。
- ・海外への農業投資の促進などにより、世界及び我が国の食料安全保障に資する。

⑤ 総合的な外交力強化

- ・戦略的国際協力の推進、知的交流や日本語普及を含むソフトパワー発揮等の政府の対外的機能につき、在外公館、マンパワー等の外交実施体制を軸に、NGO等外部人材の積極的活用を含め、できるだけ早期に総合的な外交力を質・量双方で強化する。
- ・対アフリカ政府開発援助の倍増、クールアース・パートナーシップ構築等の国際公約を着実に実施し、地球規模課題に対する指導力発揮、テロとの闘い、核軍縮等の気運の高まりを踏まえた軍縮・不拡散の推進、平和構築の人材育成や人間の安全保障を含め、国際社会での責任ある役割を果たす。これらの戦略的援助に必要な事業量を確保する。
- ・円借款の更なる迅速化を図る。JICAの海外投融資業務について、開発効果の高い新しい需要に対応するため、早急に過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、本年秋を目途にJICA・関係省を中心に協議の上、きちんとした執行体制を確立し、関係省によるチェック体制を整備した上で実施する。
- ・科学技術外交及び宇宙外交を強化する。

3. 農政改革

「産業としての持続性」、「食料の供給力」、「農山漁村の活力」の三つを再生するため、農政改革を進め、農林水産政策の新たな展開を図る。

- ・新たな「農地法」¹⁶について、生産現場等への浸透を図り、農地集積加速化事業等を通じて農地の面的集積を進め、多様な経営体の参入や連携を進めるとともに、平成23年度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消する。新たな構造展望を明確にするとともに、担い手の育成、農地の利用集積を進展させるための総合的な工程表を作成する。

¹⁵ 「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）

¹⁶ 「農地法等の一部を改正する法律」（平成 21 年 6 月 17 日成立）

- ・ 現在の水田農業の構造改革が遅れていること、生産調整の実施者に不公平感があることを踏まえ、自給力の向上のための米政策・水田農業の在り方について検討を進める。世界的な食料需給のひっ迫の可能性も踏まえ、大豆・麦・米粉・飼料米などの定着・拡大が進むような思い切った生産振興策を検討し、早期に実施に移す。
- ・ 若者が農業に魅力を感じられるようにするとの観点から、生産・流通・販売の各段階における改革を通じて農業・農村の所得増大が図られるよう取り組む。農業経営体の参入促進・育成・支援に関する施策の充実を図る。
- ・ 従来の直接支援に加え、農山漁村が本来有する自然環境の保全など様々な機能の向上や地域社会の維持を図るための支援策について検討し、早期に実行に移す。
- ・ バイオマス資源や自然エネルギー資源など農山漁村の潜在力をいかした新産業の創出を支援し、地域の活性化に役立てる。

4. 地域発の成長

活力と独自性のある地域づくりを進め、地域発の成長を実現する。

- ・ 太陽光発電の導入加速や低炭素交通インフラ整備等の低炭素革命、地域医療再生等の健康長寿、農林漁業の潜在力発揮、観光大国等の魅力発揮、IT底力発揮戦略、といった成長戦略を地域において推進し、地域発の成長につなげていく。
- ・ 地域交通の活性化、内航海運の活性化を図るとともに、地域におけるまちづくりへの支援や地域の実情に応じた活性化策等を推進する。
- ・ 離島航路・産業の再生を図るとともに、離島における子弟教育の充実や適切な医療の確保への取組なども含めた離島地域の実情に応じた活性化策等を積極的に推進する。
- ・ 商店街が地域コミュニティの担い手として重要な役割を果たすことを踏まえ、空き店舗利用、地域資源活用等による商店街活性化の取組を積極的に推進する。
- ・ 住宅・建築物の耐震化、長寿命化等の促進、既存住宅の流通促進など住宅ストックの有効活用、資金調達の円滑化等により、住宅投資の活性化、離職者の居住安定確保等を図る。
- ・ 地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、地方分権改革を着実に推進する。
- ・ 地方分権改革の推進とあいまって、「地方再生戦略」¹⁷等に基づき、地域の人材力強化、地域力の創造等に取り組む。
- ・ 「定住自立圏構想」¹⁸により定住を促進する取組を、各府省連携して推進する。

¹⁷ 「地方再生戦略」（平成20年12月19日改定）

¹⁸ 「定住自立圏構想」（平成20年5月23日）

- ・ 現行「過疎法」¹⁹の失効を控え、厳しい現状を踏まえた新たな過疎対策に取り組む。
- ・ 経済情勢を踏まえた地方財政計画の策定等を通じ、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。
- ・ 直轄事業について検討を行い、情報開示の充実等必要な措置を講ずる。
- ・ 地方分権改革の推進を図った上で、「道州制基本法」（仮称）の制定に向けて、内閣に「検討機関」を設置する。
- ・ 力強い子どもの成長を支える子ども農山漁村交流プロジェクトを着実に推進し、都市と農山漁村の共生・対流の推進を図る。

5. 中小企業の活性化と研究開発の強化

① 中小企業の活性化

- ・ ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発、人材の育成・活用などによる雇用のミスマッチ解消、国内外市場の販路開拓、経営や事業再生の支援、「独占禁止法」²⁰、「下請法」²¹等による取組強化等を通じて、中小企業を総合的に支援する。
- ・ 資金繰り対策に万全を期するほか、ダンピング対策の充実等を図り、官公需の受注機会の確保に配慮する。また、「小規模企業共済制度」を拡充する。

② 研究開発の強化等

- ・ 将来のイノベーションの源泉となる基礎科学力強化や出口を見据えた研究開発の促進に取り組む。また、「研究開発力強化法」²²等に基づき、産学官連携の強化、研究成果の実用化促進、研究支援体制強化、多様な人材の育成を図るとともに、次期科学技術基本計画の策定に向けた検討を進める。
- ・ 我が国を代表する研究者が研究に専念できる新たな研究者最優先の支援制度等により、世界最先端の研究開発を推進し、基礎研究も含め我が国の研究開発力や国際競争力の強化を図る。
- ・ 革新的な環境・エネルギー技術や先端医療技術、デジタル技術、新型インフルエンザ等感染症対策、防災対策、気候変動対策等、成長力強化と安全・安心確保につながる研究開発を推進する。産学官連携の拠点形成を通じた科学技術による地域活性化やグローバルな研究開発の拠点形成等のイノベーション創出に向けた取組を推進する。
- ・ 「第3期知的財産戦略の基本方針」²³に基づき、グローバルな知財戦略を推進す

¹⁹ 「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年法律第15号）

²⁰ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）

²¹ 「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年法律第120号）

²² 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年法律第63号）

²³ 「第3期知的財産戦略の基本方針」（平成21年4月6日）

る。

- ・「宇宙基本計画」²⁴に基づき、研究開発力を高めつつ、利用重視の政策に転換するとともに、国民生活の向上、安全保障の強化、産業育成、国際協力の推進、環境の保全等を図るため、利用システム・研究開発プログラム等の施策を推進する。
- ・海洋資源の開発・利用等「海洋基本計画」²⁵に基づく施策を総合的に推進する。

6. 規制・制度改革

成長力の強化に向けて、規制・制度改革に取り組んでいく必要がある。新たな産業や技術により国際競争力を強化し、新規の需要と雇用の創出に資するよう、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」²⁶等に沿って積極的に取り組むとともに、規制改革に関係する推進組織間の連携の強化等により、規制・制度改革の実効性の向上を図る。

- ・ ライフサイエンス分野等の新事業創出が見込まれる革新的なテーマについて、資金面での支援に加え、規制・制度改革要望に係る検討・支援を行う。
- ・ 医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる。
- ・ IT利活用促進のための重点点検を平成21年中に実施し、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。
- ・ 休暇の取得・分散化を促進するため、内閣官房と観光庁は、関係省庁、経済界、労働界、教育界と連携して具体的な検討を行い、今秋までに結論を得る。
- ・ 規制改革会議がその設置期限を迎えることから、今後の推進体制について検討することとし、平成21年度中に成案を得る。

²⁴ 「宇宙基本計画」（平成21年6月2日）

²⁵ 「海洋基本計画」（平成20年3月18日閣議決定）

²⁶ 「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）

第3章 安心社会の実現

安心社会の実現のために、社会保障の機能強化・効率化と雇用を軸とした生活安心保障の再構築を進める。その財源については、第1章 4. (2) の基本方針に従って確保する。また、消費者政策を始めとする安全・生活の確保等、防衛・防災・治安等や教育の再生に取り組む。

1. 生活安心保障の再構築

(1) 安心社会とは

- ・「安心社会」とは、国民が生き生きと働く機会が確保され、働くことが報われる公正で活力ある社会であり、また、人が助け合い、いたわり合い、支え合う社会である。こうした安心社会を実現するためには、現役世代支援も含めて、全生涯・全世代を通じての「切れ目のない生活安心保障」を再構築する必要がある。
- ・このため、持続可能性を確保しながら、社会保障の機能強化・効率化を図ることにより、高齢者施策を中心とする社会保障の「ほころび」に対応する。加えて、人生前半の安心保障について、若年層の雇用を軸とした生活安心保障を再構築するとともに、子どもの成長過程や生活に対応して少子化対策を抜本的に拡充し、社会の「安心」と「活力」を両立させる必要がある。

(2) 安心社会実現の道筋

- ・上記の生活安心保障を再構築する取組を、中期的に下記の3つの局面に沿って同時に進める。その際、新たな費用負担を伴う施策については、国民の納得が得られるよう税制抜本改革を実施する前までに、改革内容や費用額を具体的に明らかにする。あわせて、格差の是正・固定化防止等の政策で、少子化対策に含まれる政策については、「中期プログラム」の枠内での確立・制度化を検討する。

① 安心再構築局面（2009年度～2011年度頃）

この期間においては、優先課題の着実な実施と安心基盤の設計を行う。

- ・「中期プログラム」で示された社会保障の機能強化・効率化のうち、2011年度までに実施すべき重要事項については、先般成立した平成21年度第1次補正予算²⁷で対処することとなっている優先課題など（別紙1参照）を軸に、着実に実行に移す。
- ・上記社会保障の機能強化・効率化のうち、2010年代半ばに向けた取組については、税制抜本改革の検討にあわせて、「中期プログラム」の別添工程表で示された諸課題（別紙2参照）を軸に検討を進め、対応策の具体化を行う。
- ・子育て等に配慮した低所得者支援策（給付付き税額控除等）について、財源確

²⁷ 「平成21年度一般会計補正予算（第1号）」（平成21年5月29日）

保方策とあわせ、制度設計の論点を含めて検討する。

- ・ 幼児教育、保育のサービスの充実・効率化・総合的な提供、財源確保方策とあわせた幼児教育の無償化について総合的に検討する。
- ・ 雇用・生活保障セーフティネット（職業能力開発と一体となった求職者の所得保障）の整備・改善の財源の在り方を含めた検討、職業訓練やジョブ・カード制度の拡充、高等教育における職業適性診断等職業指導の推進、国と地方の連携による地域のニーズに対応した職業能力開発の実施、非正規雇用から正規雇用への転換促進、非正規雇用の待遇格差の是正（社会保険の適用拡大など）、仕事と生活の調和の推進など、雇用を軸とした生活安心保障政策の再構築を行う。
- ・ 高齢者医療制度について、高齢者の心情等に配慮しつつ、より良い制度への見直しを着実に進める。
- ・ 高額療養費制度等について、患者負担の現状や医療保険財政の状況等を踏まえつつ、その在り方を検討する。
- ・ 住まい・まちづくりと連動した単身高齢者等への支援（都市部を始めとするケア付き住宅や介護施設・拠点の整備、日常生活・見守りの支援、住替えの支援等）を強化する。

② 安心回復局面（2011 年度頃～2010 年代半ば）

この期間においては、持続可能な財政構造の確立にあわせて、安心基盤を重点的に整備する。

- ・ 安定財源を確保した上で、2015 年までの「医療・介護及び子育てサービス・人材整備」目標を実現する。
- ・ 幼児教育、保育のサービスの充実・効率化・総合的な提供を推進する。
- ・ 子育て等に配慮した低所得者支援策（給付付き税額控除等）の検討を踏まえた対応、所得課税や資産課税の見直しを通じた格差是正を行う。
- ・ 修学困難な高校生・大学生への公平な教育機会の確保のための制度（授業料減免等教育費負担の軽減）の質的充実・拡大、若年層の人材投資（留学・研修への支援）の拡充を行う。

③ 安心充実局面（2010 年代半ば～2020 年代初め）

この期間においては、団塊世代が年金生活に入る本格的な高齢時代到来も踏まえながら、各世代に対応したきめ細やかな以下の施策を通じて、安心の充実を図る。

- ・ 若者世代：国際性や専門性が発揮できるような集中的な人材投資。
- ・ 子育て世代：少子化傾向の反転につながる充実した子育てと就労の両立支援策。
- ・ 働き盛りの中年世代：地域参加とリカレント教育（社会人に対する再教育）等を通じた複線化したキャリアパスの形成支援。
- ・ 高齢世代：雇用や地域活動への参加機会の確保等を通じた「生涯現役社会」の促進、地域の中での生活支援・介護体制の整備。

(3) 安心社会に向けての行政基盤の強化

- ・ 安心社会に向けた行政基盤を強化するため、国民への総合的なサービスの提供、閣僚主導にふさわしい規模、地方分権の徹底、官民挙げた人材の投入などの視点を踏まえ、現行の行政組織の見直し・再編へ向けた検討を行う。
- ・ 子育て支援、仕事と子育ての両立などの「少子化対策」や、困難を抱える子ども・若者を助け、自立させるための対策を始めとする各般の「子ども・若者支援策」を総合的に推進するため、内閣府の体制を強化する。

2. 安全・生活の確保等

① 消費者政策等

- ・ 消費者庁を創設するとともに、地方の相談窓口の充実や消費者教育の一体的な取組を図るなど、消費者行政を推進する。
- ・ 公文書管理法制を確立し、国立公文書館を中心に公文書管理の体制を整備する。
- ・ 輸入食品の監視等、食品の安全性の確保に係る取組を推進する。
- ・ 契約内容の適正化等安心して民間賃貸住宅等に居住できる市場環境を整備する。

② 生活支援等

- ・ 障害者の生活支援や就労支援、雇用維持・拡大等の施策を進めるとともに、「自立支援法」²⁸を見直す。
- ・ 児童相談所の機能強化等児童虐待防止対策の強化を図る。
- ・ 生活困窮者、失業者等に対する相談支援を推進する。
- ・ 男女共同参画センターや女性センターなどによる女性のライフコースを通じた相談やネットワーク構築の推進を支援する。また、女性の就業支援を推進する。
- ・ 子ども等への日本語指導等を含めた定住外国人への支援を推進する。
- ・ 公的賃貸住宅への子育て支援施設の併設等を推進する。
- ・ 生涯を通じて歯及び口腔の健康を保持する社会を目指し、8020 運動²⁹を推進する。
- ・ がんの総合的な対策を講ずるとともに、難病対策を推進する。原爆被爆者対策を総合的に推進する。
- ・ 新型インフルエンザ対策について、これまでの取組状況も踏まえ、国際的な協力も含め、万全の対応を図る。
- ・ 子どもの健康と環境に関する研究の推進等、国民の安心を環境面で確保する。

²⁸ 「障害者自立支援法」（平成 17 年法律第 123 号）

²⁹ 80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つことを目標とした歯科保健の普及啓発活動。

3. 防衛・防災・治安等

① 防衛

- ・北朝鮮によるミサイル発射、核実験など厳しさを増す安全保障環境に適切に対処するとともに、任務の多様化・国際化への対応を図るため、人的基盤や情報機能の重要性も踏まえつつ、「防衛計画の大綱」³⁰の修正等の検討を進め、国の諸施策との調和を図る中で、効率的な防衛力の整備を着実に推進する。
- ・米軍再編関連措置を着実に進める。
- ・選択と集中の考え方の下、真に必要な防衛生産・技術基盤の確立に努めるとともに、防衛調達等の改革を実施する。

② 防災

- ・集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。災害時等の安全な通行を確保するための道路整備、学校等の耐震化について、引き続き推進する。
- ・「宇宙基本計画」及び「地理空間情報活用推進基本計画」³¹に基づき、衛星による測位・監視技術等の活用による災害・安全保障情報の迅速な提供等を推進する。
- ・地籍整備を推進する。

③ 治安等

- ・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」³²を進め、「世界一安全な国、日本」を目指す。また、犯罪の見逃し防止及び公衆衛生の向上のため、法整備に向けた動きも踏まえつつ、死因究明制度に係る施策を着実に推進する。
- ・海賊対策、海上保安の確保等海洋の安全、密輸阻止等の水際対策を推進する。
- ・「第8次交通安全基本計画」³³に基づく取組を推進し、今後10年間で交通事故死者数の半減を目指す。また、「地域自殺対策緊急強化基金」の活用などを通じ、自殺対策を強化する。
- ・「官邸における情報機能の強化の方針」を踏まえ、内閣の情報機能を強化する。
- ・「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画」等を着実に実施する。
- ・北方領土隣接地域の特殊事情等にかんがみ、交流等事業、隣接地域の振興、後継者の育成等を推進する。
- ・司法制度改革の一環として、裁判員制度の円滑な実施・定着及び日本司法支援センターの業務と体制の充実を図る。
- ・地域の暮らしを守る鳥獣被害対策を着実に推進する。

³⁰ 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成16年12月10日閣議決定）

³¹ 「地理空間情報活用推進基本計画」（平成20年4月15日閣議決定）

³² 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月22日）

³³ 「第8次交通安全基本計画」（平成18年3月14日）

4. 教育の再生

- ・「教育基本法」³⁴の理念を実現し、公平な教育機会を確保するため、公教育の質の向上を図る。そのため、「教育振興基本計画」³⁵に基づき、①初等中等教育については、新学習指導要領の円滑な実施、幼児教育、特別支援教育、国語教育、外国語教育、徳育や読書・体験活動の充実、「スクール・ニューディール」構想の推進、教員が一人一人の子どもと向き合う環境づくり、教職員定数の適正化や多様な手段を通じた学校のマンパワーの充実、学校の事務負担軽減、教育的観点からの学校の適正配置、②高等教育については、国際的に開かれた大学づくり、高等教育の教育研究基盤の充実、競争的資金の拡充などの新たな時代に対応した教育施策に積極的に取り組む。
- ・安心して教育が受けられる社会の実現に向けて、各学校段階の教育費負担に対応するため、所要の財源確保とあわせた中期的な検討を行いつつ、当面、軽減策の充実を図る。
- ・スポーツが人間形成に重要な役割を果たすことにかんがみ、武道教育の推進や、スポーツ立国を目指し、オリンピック等の招致、国際競技力の向上、地域スポーツの振興、これらのための体制の充実などを推進する。「青少年育成施策大綱」に基づく青少年の健全育成や、「食育推進基本計画」³⁶に基づく食育を推進する。日本文化の発信や文化財の保存・活用、子どもの文化芸術体験など文化芸術を振興するため、総合的な施策を推進する。

³⁴ 「教育基本法」（平成 18 年法律第 120 号）

³⁵ 「教育振興基本計画」（平成 20 年 7 月 1 日閣議決定）

³⁶ 「食育推進基本計画」（平成 18 年 3 月 31 日）

第4章 今後の財政運営の在り方

「短期は大胆、中期は責任」との観点から、今後の財政運営を行う。

1. 平成22年度予算の基本的考え方

(1) 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

- ・我が国経済は、雇用情勢の一層の悪化が懸念されるものの、輸出や生産に明るい動きが見られ、「経済危機対策」を含む累次の景気対策の着実な実施により、景気は底割れが回避され、先行きは緩やかに持ち直していくことが期待される。
- ・平成22年度においては、世界経済の改善に応じて外需が回復するとともに、対策の効果が引き続き発現し、民需の持ち直しの動きが徐々に進展していくことが見込まれ、景気の回復が確かなものとなることが期待される。
- ・しかしながら、雇用の大幅な調整、物価の下押し圧力によるデフレ懸念、世界の景気後退長期化のおそれ等の我が国経済を下振れさせるリスクが存在することに留意する必要がある。
- ・政府は、引き続き景気回復を最優先で進める。「経済危機対策」においては、多年度を視野に入れ、時宜を得た様々な施策を講ずることとしており、これらを着実に実施することにより景気を回復させるとともに、中長期的に、日本経済の成長力を高めていく。また、本「基本方針2009」に基づき、安心と活力を両立させる国づくりへの取組を加速する。
- ・経済危機的状況に照らし、果敢な対応を適時適切に図る。

(2) 平成22年度予算の方向

- ・平成22年度予算は、持続的な経済成長と財政健全化の両立を図る上で重要な予算である。「基本方針2006」等³⁷を踏まえ、無駄の排除など歳出改革を継続しつつ、安心・安全を確保するために社会保障の必要な修復をするなど安心と活力の両立を目指して現下の経済社会状況への必要な対応等を行う。

(安心と活力のための予算編成)

- ・上記の基本姿勢に沿って、昨年度とは異なる概算要求基準を設定し、メリハリの効いた予算編成を行う。
- ・経済社会状況への対応等として、「第1章 4. (3) 当面の『最優先課題』」とともに、「第2章 成長力の強化」、「第3章 安心社会の実現」に述べた取組を推進する。そのため、予算面において所要の対応を行うことを含め、予算配分

³⁷ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)等

の重点化・効率化を行う。

- ・各府省の予算要求に当たっては、成果目標を掲げ、事後評価を十分に行い、予算の重点化に活用するなど、PDCAサイクルを着実に実施する。

(3) 新たな行政改革の取組

- ・ 不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底を継続していく。
- ・ 簡素にして温かい政府を創るため、「量の改革」とともに、政府全体としての具体的な取組方針³⁸に基づく「質の改革」を進める。
- ・ 国民全体の奉仕者として、責任を自覚して職務を遂行する等のため、国家公務員制度改革を着実に実行する。
- ・ 新たな定員合理化計画（5年間で10%以上）を策定するとともに、「出先機関改革に係る工程表」³⁹に沿って出先機関の事務・権限の移譲に伴う人員の地方移管等を進めるための取組を行う。
- ・ 人事院に対し、今夏勧告時に地域別官民給与の実態を公表し、その状況も踏まえつつ、俸給表水準について必要な見直しを検討するよう要請⁴⁰している。
- ・ 独立行政法人について、来年度に中期目標期間が終了する統合予定法人の見直しを前倒す等により、「独立行政法人整理合理化計画」⁴¹を確実に実施する。
- ・ 独立行政法人、特殊法人等、国と特に密接な関係を持つ公益法人等における役員の報酬・退職金について、「公務員制度改革大綱に基づく措置について」等⁴²の趣旨を踏まえ点検を行う。
- ・ 重要対象分野である地震対策及び医師確保対策の政策評価を推進する。

³⁸ 『「質の行政改革」に関する取組方針』（平成21年6月19日）

³⁹ 「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日）

⁴⁰ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成20年11月14日閣議決定）

⁴¹ 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）

⁴² 「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（平成14年3月29日）、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定、平成18年6月16日一部改正）、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成20年11月14日閣議決定）、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定、平成18年8月15日一部改正）

2. 財政健全化目標

「短期は大胆、中期は責任」との方針の下、経済成長や社会保障制度を持続可能なものとするため、以下の目標を掲げ、財政健全化の取組を進める。

- ・ 財政の持続可能性を確保するため、財政健全化目標の基本として国・地方の債務残高対GDP比を位置付け、これを2010年代半ばにかけて少なくとも安定化させ、2020年代初めには安定的に引き下げる。
- ・ このため、今後10年以内に国・地方のプライマリー・バランス⁴³黒字化の確実な達成を目指す。さらに、我が国の債務残高が他国に類例を見ないほどの高い水準にあることから、利払い費を含む財政収支の均衡を視野に入れて、収支改善努力を続ける。
- ・ 当面の経済財政運営に当たっては、まずは景気を回復させ、5年を待たずに国・地方のプライマリー・バランス赤字（景気対策によるものを除く）の対GDP比を少なくとも半減させることを目指すが、この目標については、現下の世界経済等の流動的要素にかんがみ、時宜に応じた検証を行う。

⁴³ プライマリー・バランスは、基礎的（初期的）財政収支を意味する。

「中期プログラム」の別添工程表で示された諸課題のうち2011年度までに実施する重要事項

共 通

- ・ 社会保障番号・カード（仮称）を2011年度中を目途に導入する。それに向け、省庁横断的な検討や実証実験の結果を踏まえた制度設計を行う。
- ・ あわせて、番号・カードを活用した社会保障サービスの向上・創設の検討を行う。

医療・介護

（医 療）

- ・ 地域医療再生のため、5年間程度の基金を都道府県に設置し、地域全体での連携の下、計画に従って、以下の事業を地域の実情に応じて実施して、地域医療再生・強化を図る。
（平成21年度第1次補正予算）
 - － 医療機能連携のための施設・IT基盤の整備
 - － 医療機関の役割分担・機能分化の推進
 - － 大学病院等と連携した医師派遣機能の強化
 - － 医師事務作業補助者の配置 等
- ・ 2013年度からの都道府県医療計画の改定に向け、急性期医療の新たな指針を作成する。
- ・ 2010年度に見込まれる診療報酬改定において、「選択と集中」の考え方にに基づき、診療報酬の配分の見直しを行うとともに、救急、産科等の体制強化などの方策を検討する⁴⁴。
- ・ 地域間、診療科間、病院・診療所間の医師の偏在を是正するための効果的な方策及び医師等人材確保対策を講ずる。
- ・ 看護師等の専門性を更に高めるとともに、医師と看護師等との役割分担が可能な行為を一層明示・普及し、業務範囲と責任の所在を明確にしつつ、チーム医療・役割分担を積極的に推進する。
- ・ 医療新技術に対応するための革新的医薬品等の開発支援を行う。（平成21年度第1次補正予算）
 - － がん、小児等の未承認薬等の開発支援、審査の迅速化を図る。
 - － 新型インフルエンザ対策のため、全国民分のワクチン開発・生産期間を大幅に短縮する体制（現在1年半～2年→約半年）を5年以内に整備する。
- ・ 後発医薬品の使用促進等、医療の効率化を進める。
- ・ 「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」を踏まえ、2011年度当初までのレセプトの原則完全オンライン化を進める。

⁴⁴ 診療報酬点数の設定に関しては、社会保障審議会医療保険部会及び医療部会において策定される「診療報酬改定の基本方針」に基づき、中央社会保険医療協議会への諮問・答申を経て行われる。

(介 護)

- ・ デイサービスセンター等を併設した公的賃貸住宅の整備などを進める。
- ・ 特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等の緊急整備を進める。(平成21年度第1次補正予算)
- ・ 2009年度のプラス3.0%の介護報酬改定による介護従事者の処遇改善を図る。
- ・ 介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し助成を行う。(平成21年度第1次補正予算)
- ・ 介護経験のない離職者等に対する職業訓練、潜在的有資格者の再就職支援、現に働く介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援などを行う。(平成21年度第1次補正予算)
- ・ 2009年度の介護報酬改定の事後検証も踏まえ、介護報酬の在り方について、望ましい地域包括ケアの観点から検討を進める。

(医療と介護の連携)

- ・ 医療と介護が連携したサービスを提供するための診療報酬と介護報酬の同時改定(2012年度見込)に向けた検討を進める。

少子化対策

- ・ これから子どもを産み育てることを望むあらゆる世帯に対応した新しい子育て支援制度の在り方の検討を進め、税制改革の動向を踏まえつつ、必要な法制上の整備を図る。
- ・ 「安心こども基金」(2010年度まで)等により、保育所・放課後児童クラブの整備、家庭的保育、小規模保育など保育サービスの提供手段の多様化・供給拡大を進めるとともに、放課後子どもプランを推進する。
- ・ 一時預かりサービスの利用助成と普及、地域子育て支援拠点等の基盤整備など、すべての子ども・家庭を対象とする子育て支援サービスの整備を進める。(平成21年度第1次補正予算)
- ・ 社会的養護等の特別の支援を必要とする子ども達等へのサービスを拡充する。(平成21年度第1次補正予算)
- ・ 妊婦健診への公費負担を通常必要とされる14回程度まで拡充する。(平成20年度第2次補正予算⁴⁵⁾)
- ・ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及びその「行動指針」に基づいた取組を推進する。
- ・ 「育児・介護休業法」⁴⁶⁾の改正及び「次世代育成支援対策推進法」⁴⁷⁾の改正を踏まえ、企業における仕事と家庭の両立を進める。
- ・ これらの取組を踏まえつつ、年内を目途に新しい「少子化社会対策大綱」を策定する。

⁴⁵⁾ 「平成20年度補正予算(第2号)」(平成21年1月27日)

⁴⁶⁾ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)

⁴⁷⁾ 「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号)

「中期プログラム」の別添工程表で示された諸課題への対応策の具体化

	2010年代半ばに向けた取組の方向	左記実現のために税制抜本改革を実施する前に具体案を検討すべき事項
年 金	・低年金・無年金者対策の推進 ・在職老齢年金制度の見直し ・育児期間中の保険料免除 など	・保険料免除制度の見直し、受給資格期間の見直し、厚生年金適用拡大、保険料追納の弾力化 ・就労する高齢者への年金支給停止の在り方 ・育児期間中の保険料免除の対象者の範囲
医療・介護	(医療) ・急性期医療の機能強化、在宅医療等地域で支える医療・地域連携の強化 ・医師と看護師等との役割分担の推進 ・新技術、効率化への対応 など (介護) ・介護サービス基盤の強化、地域包括ケアの実現 ・介護従事者の確保・定着支援 など	・2015年における、急性期医療の職員配置、医療・介護のマンパワー数、機能別の病床数、救命救急センター数、ICUベッド数、平均在院日数、一人当たり病院医師の業務量減、居宅サービス・介護保険施設等の介護サービスの量、などの目標（「医療・介護サービス・人材整備目標」）
少子化対策	・これから子どもを産み育てることを望むあらゆる世帯に対応した新しい子育て支援制度の導入と、その下での給付・サービスの抜本的拡充 ・すべての子ども・家庭を対象とする一時預かりサービスの充実や地域子育て支援拠点の整備 など	・2015年における、保育所・家庭的保育・企業内保育所・認定こども園の定数、保育士数、放課後児童クラブ数、一時預かりサービス拠点数、地域子育て支援拠点数、などの目標（「子育てサービス・人材整備目標」）

